

箕面市立病院視聴覚室等の院外者使用要綱

平成29年箕面市病院事業訓達第11号

改正 令和元年9月30日箕面市病院事業訓達第3号

改正 令和5年5月12日箕面市病院事業訓達第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕面市立病院（以下「病院」という。）の視聴覚室等について、病院の運営又は主催事業以外で使用を許可する際に必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 視聴覚室等の使用は、病院の運営又は主催事業に支障がない範囲で、次の各号のいずれかに該当する場合に許可するものとする。

- (1) 病院が後援又は協賛する事業に関するもの。
- (2) 地域医療の推進等を目的とするもの。
- (3) その他箕面市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めるもの。

(使用を許可する日及び時間)

第3条 視聴覚室等の使用を許可する日及び時間は、12月29日から1月3日までを除く午前9時から午後9時までの間とする。

- 2 管理者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用を許可する日及び時間を変更することができる。

(使用の申込)

第4条 視聴覚室等を使用しようとする者は、使用を予定する日の30日前から前日までの間に箕面市立病院視聴覚室等使用許可申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を事務局に提出し、管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の申込書には、事業の趣旨、目的、内容等がわかる開催計画書等の書面を添付しなければならない。

(使用料)

第5条 視聴覚室等の使用料は、箕面市立病院公有財産規程（平成21年病院規程第10号。以下「規程」という。）第13条の規定を基準として算定した別表に定める金額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、使用料を減免するものとし、その場合の割合は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の機関が公用又は公益事業のため使用するとき 10割

(2) 国若しくは他の地方公共団体又は公共的団体が、公用又は公益事業のため使用する
とき 10割

(3) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき 必要と認める割合

(使用料の納付)

第6条 視聴覚室等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた日から使用する日（以下「使用日」という。）までの間に、別表に定める使用料を病院に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、使用料の納付期限を延長することができる。

(使用の中止又は変更)

第7条 使用者は、使用を中止しようとするときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、使用日又は使用時間を変更しようとするときは、前項の規定による届け出（以下「使用中止の届け出」という。）を行うとともに、第4条第1項の規定による使用の申込を再度行わなければならない。

(使用中止の際の使用料)

第8条 使用者は、使用日の13日前以降当日までの間に使用中止の届け出を行ったときは、届け出た日から10日以内に、使用料の全額を病院に納付しなければならない。ただし、すでに使用料を納付しているときは、この限りでない。

2 使用日の14日以前に使用中止の届け出を行った場合で、すでに使用料を納付しているときは、全額を返還するものとする。

(目的外使用又は権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、視聴覚室等を、許可を受けた使用目的以外に使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(禁止事項)

第10条 使用者は、視聴覚室等の使用において、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 喫煙
- (2) 飲酒
- (3) 火気の使用
- (4) 過大な音響を出すこと。

- (5) 許可なく病棟に立ち入ること。
- (6) 入院患者への迷惑行為等、病院運営に支障をきたす行為
- (7) 政治運動又は宗教活動
- (8) 公序良俗に反すること。

(使用許可の取り消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに使用許可を取り消し、使用者及び利用者を退場させるものとする。

- (1) 前条の禁止事項を遵守しない場合
- (2) 申込書に虚偽の記載があった場合
- (3) 緊急な事情により病院として使用の必要が生じた場合
- (4) その他使用させることが適当でないと認められる場合

2 前項第3号の規定により、使用許可を取り消した場合において、視聴覚室等の使用をしていないときは、納付済みの使用料の全額を返還する。

(現状回復等)

第12条 使用者は、故意又は過失により施設、設備等を滅失又は損傷したときは、直ちに病院に届け出るとともに、現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用後の点検)

第13条 使用者は、視聴覚室等の使用が完了したときは、当該施設の点検を行い、その結果を、視聴覚室等使用点検報告書（様式第2号）により速やかに管理者に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、視聴覚室等の使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 平成9年3月3日施行の「箕面市立病院視聴覚室「いろはホール」使用要項」は、平成29年9月30日をもって廃止する。

附 則（令和元年9月30日箕面市病院事業訓達第3号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年5月12日箕面市病院事業訓達第7号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

施設名	面積	時間帯別使用料金 (単位：円)				特記事項
		午前 (9時 ～12時)	午後 (12時 ～16時)	夜間 (16時 ～21時)	全日 (9時 ～21時)	
視聴覚室 (いろはホール)	244.6 m ²	30,100	40,130	50,160	120,390	ホール椅子 195席 車椅子スペース 5台
ホワイエ	310.8 m ²	23,390	31,190	38,990	93,550	
講義室1	112.4 m ²	8,460	11,280	14,110	33,840	
講義室2	115.1 m ²	8,670	11,550	14,440	34,650	

(備考)

- 1回あたりの使用で上記時間帯別使用料金が必要になります。
- 時間帯をまたいだ使用の場合は、各時間帯別使用料金の合計が必要になります。
例1) 10時～13時で使用する場合、「午前」「午後」合計の金額
例2) 12時～18時で使用する場合、「午後」「夜間」合計の金額
- 「視聴覚室」を使用する場合は、受付等のために「ホワイエ」の一部を使用することができません。
- 使用料金には光熱水費を含みます。なお、冷房・暖房の使用可能時期は次のとおりです。
冷房：5月～9月 暖房：11月～3月
- 「視聴覚室」及び「講義室1」では、スクリーン、マイク、ミキサー等の映像音響設備の使用ができます。（ただし、備え付けのプロジェクターは使用できません。）